

マイポケット プラス 利用規約【現改比較表】 2025年7月1日現在	
～2025年6月30日	2025年7月1日～

第1条～第4条（略） （定義） 第5条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。 <table><tr><th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr><tr><td>1 マイポケット プラス</td><td>（略）</td></tr><tr><td>2 マイポケット プラス セキュリティバック</td><td>（略）</td></tr><tr><td>3 マイポケット プラス マルチデバイスバック</td><td>（略）</td></tr><tr><td>4 マイポケット プラス契約</td><td>（略）</td></tr><tr><td>5 マイポケット プラス契約者</td><td>（略）</td></tr><tr><td>6 請求事業者</td><td>本サービスの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者 （注）本欄に規定する当社が別に定める事業者は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社とします。</td></tr><tr><td>7 指定請求事業者</td><td>（略）</td></tr></table> 第4条～第20条（略） （免責） 第 21 条 1～4（略） 5 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されま す。 第22条～第28条（略） 料金表（略）	用 語	用 語 の 意 味	1 マイポケット プラス	（略）	2 マイポケット プラス セキュリティバック	（略）	3 マイポケット プラス マルチデバイスバック	（略）	4 マイポケット プラス契約	（略）	5 マイポケット プラス契約者	（略）	6 請求事業者	本サービスの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者 （注）本欄に規定する当社が別に定める事業者は、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 とします。	7 指定請求事業者	（略）	第1条～第4条（略） （定義） 第5条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。 <table><tr><th>用 語</th><th>用 語 の 意 味</th></tr><tr><td>1 マイポケット プラス</td><td>（略）</td></tr><tr><td>2 マイポケット プラス セキュリティバック</td><td>（略）</td></tr><tr><td>3 マイポケット プラス マルチデバイスバック</td><td>（略）</td></tr><tr><td>4 マイポケット プラス契約</td><td>（略）</td></tr><tr><td>5 マイポケット プラス契約者</td><td>（略）</td></tr><tr><td>6 請求事業者</td><td>本サービスの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者 （注）本欄に規定する当社が別に定める事業者は、NTT ドコモビジネス株式会社とします。</td></tr><tr><td>7 指定請求事業者</td><td>（略）</td></tr></table> 18. 第4条～第20条（略） （免責） 第 21 条 1～4（略） 5 削除 第22条～第28条（略） 料金表（略）	用 語	用 語 の 意 味	1 マイポケット プラス	（略）	2 マイポケット プラス セキュリティバック	（略）	3 マイポケット プラス マルチデバイスバック	（略）	4 マイポケット プラス契約	（略）	5 マイポケット プラス契約者	（略）	6 請求事業者	本サービスの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者 （注）本欄に規定する当社が別に定める事業者は、 NTT ドコモビジネス株式会社 とします。	7 指定請求事業者	（略）
用 語	用 語 の 意 味																																
1 マイポケット プラス	（略）																																
2 マイポケット プラス セキュリティバック	（略）																																
3 マイポケット プラス マルチデバイスバック	（略）																																
4 マイポケット プラス契約	（略）																																
5 マイポケット プラス契約者	（略）																																
6 請求事業者	本サービスの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者 （注）本欄に規定する当社が別に定める事業者は、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 とします。																																
7 指定請求事業者	（略）																																
用 語	用 語 の 意 味																																
1 マイポケット プラス	（略）																																
2 マイポケット プラス セキュリティバック	（略）																																
3 マイポケット プラス マルチデバイスバック	（略）																																
4 マイポケット プラス契約	（略）																																
5 マイポケット プラス契約者	（略）																																
6 請求事業者	本サービスの料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者 （注）本欄に規定する当社が別に定める事業者は、 NTT ドコモビジネス株式会社 とします。																																
7 指定請求事業者	（略）																																

～2023年 6 月30日	2023年 7 月 1 日～
第1表 料金（略）	第1表 料金（略） 附則(令和7年6月11 日 光事推000600000715-01号) （実施期日） 1 この改正規定は、令和7年 7 月 1 日から実施します。